

# かわさき春まつり 出店要項

## 1 開催日時

令和6年5月3日（金・祝）9：30～15：00

※希望者は16時まで出店可

## 2 出店等及び出品等の規則

- ① 出店、出品をする事業者は、別紙のかわさき春まつり露店営業申請書（様式第1号）および誓約書（様式第2号）を令和6年3月22日（金）までに川崎町商工観光課に提出すること。
- ② 出店者数は15店舗程度とする。  
**※応募多数の場合は、川崎町商工観光課にて抽選を行い、出店事業者を決定するものとする。**
- ③ 出店の単位は1小間（3m×3m）とする。
- ④ 出店料は無料とする。
- ⑤ 各店舗等で使用する机・椅子・テント等の器材は、全て各出店者で準備すること。
- ⑥ 出店に必要な付帯設備費用・運賃等は、全て各出店者で負担すること。ただし、電源の確保については、川崎町が手配する。なお、火気を取り扱う出店事業者については各自で消火器を用意し、事前に川崎町商工観光課に届出をすること。万一、出店者の過失で事故等発生した場合には、主催者側は責任を負わないものとする。
- ⑦ 出店者は5月3日午前9時までに展示・設営等を完了すること。
- ⑧ 販売時間は5月3日午前9時30分から午後3時までとすること。ただし、希望者は16時まで販売可とする。
- ⑨ 出店者は5月3日のイベントが終了後、5月3日午後5時までに後片付けを完了すること。
- ⑩ 主催者側では、両替・筆記用具等の貸し出しを行わないので、各自で準備すること。
- ⑪ 後片付け時のゴミは、各出店者が全て持ち帰るか、会場内のゴミステーションを利用すること。床の油污れ等は清掃し、元の状態にすること。
- ⑫ かわさき春まつりにおいて、会場内で食品を調理して販売する場合は営業許可等の取得が必要となるため、食品を調理し、提供する場合には、各自に必要な許可証等を取付し、携行すること。なお、5月3日のイベント当日に許可証がない場合には、出店は不可とする。
- ⑬ かわさき春まつりにおいて、持ち帰りの酒類（未開封）を販売する場合は、税務署へ「期限付き酒類小売免許届書」および各種書類の提出を行うこと。
- ⑭ 出店場所は川崎町が決定する。
- ⑮ なお、出店場所へ要望・申し立ては一切受け付けないものとする。  
**※16時まで出店する場合は、出店場所が北広場（遊具設置公園側）になる可能性がございます。**
- ⑯ 出店者は、主催者の指示には、必ず従うこと。

## 3 開催不能・中止等

天災、その他主催者の責に帰することの出来ない事由により、開催不能または中止となった場合には、各出店者の損害、不利益等については、主催者は一切の責任を負わないものとする。

## 4 お問合せ連絡先

商工観光課 商工観光係（TEL:0947-72-3000 内線226）